

スタートアップ支援型コワーキング StartupSide Moriya 利用規約

第1条（総則）

本規約は、株式会社ツクリエ（以下、「運営者」という。）が運営するスタートアップ支援型コワーキング「StartupSide Moriya」（以下、「当施設」という。）に関して、利用者が遵守すべき事項を定めたものです。利用者は、当施設の利用に関して、本規約の内容を十分に確認の上、遵守するものとします。

第2条（利用について）

1. 当施設のコワーキングスペースのご利用には、会員もしくはドロップイン利用の手続きが必要です。ご利用希望者は運営者の指定する方法により申し込みを行ってください。会員希望の方は、お問い合わせフォームよりお申し込みください。ドロップインご利用については、当施設受付にてお申し出ください。
2. ミーティングルームのみご利用希望の場合は、ホームページのお問い合わせフォームより、お問い合わせください。
3. 利用時間、料金については、別紙料金表のとおり、運営者が指定する利用料をお支払いのうえ、ご利用ください。
4. 施設ご利用時は、受付時にカードキーをお貸し出します。利用後は必ず受付までご返却ください。なお、紛失された場合は速やかに運営者にご連絡ください。カード紛失した場合は、再発行をご利用者に負担いただきます。
5. ドロップインの利用可能日及び休館日はホームページにてご案内いたします。

第3条（ミーティングルーム、オンラインブース）

1. 当施設設置のミーティングルーム1室、オンラインブース4室を当施設が指定するシステムにて予約いただくことで利用が可能です。
2. ミーティングルームの利用については使用料金がかかります。別紙料金表の通り、運営者が定める会員種別毎の利用時間、お支払い方法を確認のうえ、ご予約ください。
3. ミーティングルームおよびオンラインブースは、定員を超えて入室することはできません。尚、ゲストを入館させる場合には事前に受付でゲスト入室手続きを行ってください。

第4条（ゴミの処理）

1. ゴミの減量化にご協力願います。
2. 可燃ごみ、ペットボトル、缶・瓶は、それぞれ分別して施設内所定の場所へ捨ててください。飲み残し等は施設内所定の場所へ捨て、匂いが出るごみは小袋に入れて口をしぼる等、ご協力ください。
3. 大量のゴミやガラス・磁器類の破片および臭気の発生するもの、焼却困難なもの等当施設での廃棄はお断りしております。

第5条（清掃）

1. 当施設内の共用部分の清掃は、運営者が行います。掃除機による清掃音等が発生いたしますが、ご理解ください。
2. 共用部分および当施設内のフロアカーペットを汚したり損傷したりした場合は、すぐに洗浄や補修等の手当てが必要なため、すみやかに運営者に連絡ください。

第6条（共用部分）

1. 共用部分に什器・物品等を放置されますと、利用者の迷惑となるとともに、防災上（避難誘導・消火作業等）の障害となりますので、固くお断りいたします。
2. 共用部分での物品の配布・販売、貼り紙等は固くお断りいたします。
3. 上記の行為があった場合は、行為者の承諾なしにその物品の撤去を行い、撤去費を請求します。なお、施設損傷のときは撤去費とともにその補修費を請求します。

第7条（音・においに関する注意事項）

1. 当施設の設備は防音ではありません。大声や騒音を出す行為は禁止しています。運営者は必要に応じて注意喚起、もしくは退出を言い渡す場合があります。
2. 強いにおいが残るものや大きな音が出るものは、周囲に配慮し運営者の許可を得て、ご使用ください。

第8条（設備の利用に関する注意事項）

1. 利用者及び利用者のゲストによる室内の備品等の破損・損傷・汚損等については、原状復帰に必要な実費を全額ご負担いただきます。
2. 利用後は、使用した備品類をすべて元の位置に戻し、机、椅子、床などの整頓、および清掃をしてください。

第9条（撮影・取材・写真利用について）

1. 利用者自身のホームページや取材対応、ソーシャルネットワークサービス等での使用を目的として、施設内で撮影や取材を行い掲載する場合は、事前に運営者の許可を得てください。
2. 他の利用者の方が写り込んだ写真や動画を本人の許可なくソーシャルネットワークサービスへ投稿することは禁止します。

第10条（喫煙）

当施設内は禁煙とします。

第11条（盗難・紛失）

1. 盗難防止のため、各自貴重品の保管にご留意願います。
2. 当施設内の盗難、金品等の遺失、または取得の場合には、直ちに運営者までお届けください。
3. 当施設内での盗難、紛失により生じた損害は、運営者は一切の責任を負いませんのでご注意ください。

第12条（防災管理）

1. 防災管理上の禁止事項
 - (ア) 煙草の吸殻その他火災発生のおそれのあるものを特定容器以外に捨てること。
 - (イ) 施設内およびその周辺に、発火性・引火性物質および爆発物等を多少にかかわらず持ち込むこと。
 - (ウ) 防災設備の機能を損なうレイアウトをしたり物品を放置したりすること。
 - (エ) 施設内共用部に物品を放置すること。
 - (オ) 不良電気製品を使用すること。
2. 火災報知

施設内およびランチ守谷内での出火を発見された場合は、直ちに消防署（電話 119 番）へ電話するとともに、施設内および設置した最寄りの消火器、消火栓等による初期消火にご協力ください。

第 13 条（宿泊）

当施設内に宿泊することは、禁止します。

第 14 条（飲酒）

当施設内での飲酒は、禁止します。ただし、運営者が開催する交流会・イベントや運営者が許可する場合は、この限りではありません。

第 15 条（貼りビラ等の禁止）

- 次に掲げる事項は室内の美観を損ね、また他の利用者の迷惑となりますので禁止します。
 - （ア） 貼りビラ・垂れ幕・チラシ配布等の行為。
 - （イ） 当施設内部または建物外側における看板・掲示板・広告・標識等の設置、貼り付け、もしくは窓ガラスに文字等を記入すること。
- 前項の行為があった場合は、行為者の承諾なしにその物品の撤去を行い、撤去費を請求します。なお、施設損傷のときは撤去費とともにその補修費を請求します。
- 貼りビラ、展示物展示、チラシ配布等を希望する場合は、事前に運営者へ申告し許可を得てください。

第 16 条（禁止事項）

本規約の各条に定められているほかに、下記行為を禁止します。

- ① 法令、公序良俗に反する行為
- ② 運営者または第三者に不利益を与える恐れのある行為
- ③ 当施設での宗教活動、政治活動、またはそれに関連・類似する組織などへの勧誘
- ④ 動植物を運営者の許可なく持ち込む行為
- ⑤ 運営者、他の利用者、近隣往人等に対して迷惑をかける、誹謗・中傷する、名誉・信用を傷つける行為
- ⑥ ネットワークビジネスなどに関する勧誘、販売、その他一切の営業活動や、一見してネットワークビジネスなどと誤解を受ける活動
- ⑦ アダルトサイト、出会い系サイト等の風俗産業に関与する活動
- ⑧ 運営者より貸与されたセキュリティカードおよび鍵等を第三者に譲渡、貸与する行為
- ⑨ 施設内に、爆発性・発火性・危険性・不潔悪臭のある物品を持ち込むこと
- ⑩ 造作、設備の新設、除去、変更、その他スペース内において原状を変更する行為
- ⑪ 共用部（掲示板以外）および専用部の窓ガラス等に、勝手に掲示物を貼る行為
- ⑫ 高額な貴金属、宝飾品などの物品を持ち込む行為
- ⑬ その他、運営者が不相当と判断する行為
- ⑭ コワーキングスペースにおいてグループで（規定人員を超過して同時に）行う営業行為

第 17 条（未成年者の利用）

当施設運営者が不在の午後 18 時から翌午前 10 時までの間は、未成年者のみのご利用についてはお断りをいたします。

第18条（秘密情報）

1. 秘密情報とは、開示者が開示の意思表示をしたか否かに関わらず利用者が知り得た運営者および他の利用者に関する有形無形の技術上、営業上、その他一切の情報をいいます。
2. 当施設は、不特定多数が利用する施設であるため、第三者との間で会話や情報交換については、利用者ご自身の責任で秘密情報を管理してください。万が一、利用者の秘密情報が漏洩した場合であっても、運営者は一切その責任を負いません。
3. 利用者から受けた個人情報について、運営者は当施設のホームページに掲載した個人情報保護方針に基づき厳重に管理する義務を負います。
4. 次の各号に該当することを利用者が証明することのできる情報は、秘密情報には含まれないものとします。
 - ① 開示の時点ですでに公知の情報、またはその後利用者の責によらずして公知となった情報
 - ② 利用者が、開示者もしくは第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
 - ③ 開示の時点ですでに利用者が保有している情報
 - ④ 利用者が、開示された情報によらずして独自に開発した情報
 - ⑤ 開示者が、第三者に対し秘密保持契約を課すことなく開示した情報

第19条（守秘義務）

1. 利用者が、秘密情報を得た場合、利用者は秘密情報を厳重に秘匿する義務を負い、開示者の許可なくソーシャルネットワークサービスや、各自のホームページやブログなど、一切のネット上あるいはその手段の如何によらず、第三者に開示、漏洩、公開、または利用してはなりません。利用者が本項規定の内容に反した場合に発生した事案の一切に対し、運営者はその責任を負いません。
2. 利用者は、裁判所や官公庁などの公的機関より秘密情報の開示を要求された場合、直ちに開示者に通知し、法的に開示を拒むことができない場合は、当該秘密情報を開示することができます。またその場合、利用者は当該秘密情報の機密性を保持するための最善の努力をするとともに、開示者に対し当該秘密情報を保護するための合理的手段をとる機会を与えなければなりません。
3. 利用者は、秘密情報について、複製、複写などの行為を行ってはなりません。

第20条（免責事項）

1. 施設利用は、すべて自己責任で行ってください。施設を利用されたことに起因するあらゆる損害（直接・間接を問わず）、利用者同士のトラブル等に対して、運営者はいかなる責任も負いません。
2. 忘れ物は一定期間保管しますが、運営者はいかなる補償もしません。利用者からの申し出がない場合は、運営者は処分できるものとします。
3. 当施設は、天災、人災、停電、設備の保障・故障、交通機関のトラブル、仕様変更による内装工事、その他の諸事情によりサービス利用の提供を一時停止する場合があります。これにより、利用者にかかる損害が生じたとしても、運営者は一切責任を負わないものとします。
4. 近隣からの工事音・騒音・振動・その他の妨げに対して、運営者はいかなる責任も負いません。

第21条（本規約の変更）

運営者は、必要に応じて本規約を改定できるものとし、本規約の改定後は、改定後の本規約を適用するものとします。本規約の変更はWEBページで変更をお知らせした時点より効力を生じるものとします。

第22条（準拠法・管轄裁判所）

当施設の運用に関する事項はすべて日本国内の法によるものとし、利用者と運営者間で利用契約につき紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

運営者

株式会社ツクリエ

<StartupSide Moriya 事務局>

茨城県守谷市中央二丁目 53 番地 BRANCH 守谷 A010TEL：0297-21-9303

<本社>

東京都千代田区神田猿樂町 2-8-11 VORT 水道橋 III 6 階

TEL：03-4405-1357

以上

制改定履歴

制定 令和4年4月27日【初版】